

保存版

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405

法律上の義務（2024.10 現在）

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階

ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



## Q&A 労働者の人数による法律上の義務について教えてください

### 労働者1人～

- 労災保険・雇用保険の加入
- 健康保険・厚生年金の加入(法人)
- 労働基準法の順守など

### 社会保険被保険者5人～

- 健康保険・厚生年金の加入(個人事業)

### 労働者10人～

- 就業規則作成・届出
- 安全衛生推進者または衛生推進者の選任

### 労働者50人～

- 産業医の選任
- 衛生管理者の選任
- 衛生委員会の設置
- 定期健康診断報告
- ストレスチェック実施
- 休養室の設置
- 障害者雇用(労働者40人以上、2026年7月より労働者37.5人以上)
- 社会保険の適用拡大(被保険者51人以上)

#### 労働者数とは？

- ・役員の数には含まれません。
  - ・常用雇用の契約社員・アルバイトも含まれます。
  - ・出向者は出向先の事業所の人数に含まれます。
  - ・派遣社員は派遣元の事業所の人数に含まれます。
  - ・事業所ごとに労働者数をカウントします。
- ※詳細は以下をご参照ください。

#### 産業医の選任義務など「常時50人以上」や「在籍労働者数」のカウントする対象者

労働安全衛生法での定義：常時使用する者とは勤務日の頻度、勤務時間の多少に係らず常態的に雇用されている者  
ただし、2か月以内の雇用人、4か月以内の季節労働者は除いて良い

法：労働安全衛生法 令：労働安全衛生法施行令  
則：労働安全衛生規則

	法又は報告書の記載内容	通常時間勤務者					週当たり通常の勤務者の3/4以上勤務するもの	週当たり通常の勤務者の3/4未満勤務するもの		
		社員	嘱託	派遣者	3か月以上1年未満の予定の雇用人	6か月未満の予定で雇用される者		2か月未満の予定で雇用される者	4か月以内の季節労働者	パート アルバイトなど
産業医、衛生管理者選任義務事業場	(令4・5条)常時50人以上の労働者を使用する事業場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業医、衛生管理者選任報告書	「労働者数」(定義なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期健康診断結果報告義務事業場	(則52条) 常時50人以上の労働者を使用する事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期健康診断結果報告書	「在籍労働者数」=常時使用する労働者数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇入れ時健診対象者	(則43条) 常時使用する者	○	○	× *1	○	○	○	○	○	○
定期健康診断対象者	(則44条) 常時使用する者	○	○	× *1	×	×	×	○	× #	× #
特定業務従事者健診対象者	(則45条) 常時従事する者	○	○	× *1	○(6か月以上)	×	×	○	○	△ *2
特殊健康診断対象者	常時従事する者	○	○	○	○(6か月以上)	×	×	○	○	△ *3
ストレスチェック実施義務 事業場	常時50人以上を使用する事業場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ストレスチェック実施対象者)	常時使用する労働者	○	○	× *1	×	×	×	○	×	×
ストレスチェック結果報告義務事業場	(則52条21) 常時50人以上の労働者を使用する事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ストレスチェック結果報告書	様式内の「在籍労働者数」=常時使用する労働者数	○	○	× *1	×	×	×	○	×	×
休養室の設置	(則618条)常時50人以上又は常時女子30人以上の労働者	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 対象者  
× 非対象者

\*1 派遣元で実施し、報告する

\*2 深夜業は6か月の平均が月4日以上と解釈されることが多い

△ \*3 シフトに組み込まれている場合は対象とすることが望ましい

#週当たり通常の勤務者の1/2以上勤務者は実施が望ましい

【出典】和歌山産業保健総合支援センター：「産業医の選任義務など「常時50人以上」や「在籍労働者数」のカウントする対象者」

詳しい内容については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。